

交通遺児等援護一時金

県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

対象者 平成19年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下のかた

給付額 対象者1人につき5万円（1事故につき1回のみ）
平成20年10月または平成21年4月に給付します

申請 申請書を下記期限までに、みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参してください。申請書は役場、学校などにあります。

○平成20年10月支給分
平成20年8月31日(日)

○平成21年4月支給分
平成21年2月28日(土)

問合せ 県交通安全課
☎048-830-2958

交通遺児とは

18歳以下で保護者（一方または双方）が、交通事故により死亡または重い障害（おおむね身体障害者手帳の基準で1～3級程度）が生じたかたです。

盆帰り就農相談

期 日 8月13日(水)

時 間 午後1時～4時30分

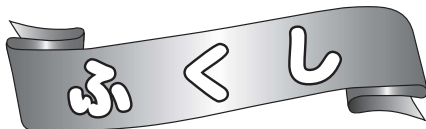
場 所 J A ちちぶ皆野支店

対 象 定年後の就農を希望されるかたなど

内 容 就農相談ほか、野菜・果樹・花などの栽培相談

予 約 秩父農林振興センター普及部 ☎25-1310

※予約がない場合は中止します。



太陽の広場

心の不調を抱えながら、町で生活しているかたがたの交流の場です。

お友だちと誘いあって、お気軽にご参加ください。

期 日	内 容
8月13日(水)	音楽鑑賞・盆踊り
27日(水)	調理実習

集 合 申 込 み 午前9時30分・総合センター健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1230 内線117・118

行政相談

町の仕事やその手続き・サービスなどについて、わからないことや困りごとがある方は、お気軽にご相談ください。

日 時 8月8日(金)午後1時～3時

場 所 総合センター

相談員 塩田 寿 行政相談委員

費 用 無料

問合せ 総務課行政担当

☎62-1230 内線203

法律相談

法律紛争などでお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。（要予約）

日 時 8月15日(金)午後1時～4時

場 所 役場303会議室（3階）

対 象 町在住のかた

相談員 埼玉弁護士会熊谷支部所属の弁護士

費 用 無料

予 約 総務課行政担当

☎62-1230 内線203

※相談時間は30分以内。相談者がすでに弁護人を選任、または訴訟中の事案および、町が紛争当事者となる事案は相談できません。

急病になったときは

皆野病院 急患の場合24時間診療 ☎62-6300

◆休日急患医◆（8月）

3日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	大谷津医院	内・小	阿保	☎22-6329
	秩父市立病院		桜木	☎23-0611
10日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	岩田産婦人科医院	内・産・婦	番場	☎24-1336
	秩父病院		宮側	☎22-3022
17日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	近藤医院	内・産・婦	日野田	☎22-0043
	小鹿野中央病院		小鹿野	☎75-2332
24日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	五野上医院	内・小	大野原	☎22-1587
31日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	南須原医院	内・外	長瀬	☎66-2038
	秩父市立病院		桜木	☎23-0611

医療機関の都合で変更になることがあります。消防署皆野分署☎62-0256で確認してください。医師会ホームページ（<http://www.chichibu.ne.jp/~ishikai>）でも確認できます。